

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

番 号

日本国政府法務省

年 月 日

通 知 書

殿

年 月 日付け

からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、審査請求人が申述書を提出すべき期間を

年 月 日 まで

と定めたので、通知します。

なお、上記の期間内に申述書が提出されない場合、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第2項第1号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

難 民 審 査 参 与 員

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。